

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製造作業員として従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、粉碎前の原料等の選別作業に従事していた際、重さ数十kgの原料を両手で持ち上げたところ、腰を痛めた（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同月〇日、C病院に受診し、「急性腰痛症」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人に残存する腰部の疼痛が、本件災害によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、腰部に残存する疼痛は本件災害による受傷と相当因果関係がある旨主張していることから、以下検討する。

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「腰痛が強く足にも響くという訴えがあった。」と述べ、同年〇月〇日付け審理調書において「平成〇年〇月〇日撮影のMRIにて腰椎椎間板ヘルニアと診断した。既往症が安定状態であったところ、本件災害で悪化したので『急性腰痛症』と診断した。急性腰痛症は、療養を行うことにより、ある程度の期間で痛みが消退するものであり、一般に後遺症は残らない。」と述べている。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「急性腰痛症は、当初は強度の疼痛が出現するが、時間の経過とともに症状は和らぎ、多くの場合は自然治癒する疾病である。請求人の場合、長期間にわたり疼痛が継続していることから、腰痛が慢性化している状態にあり、当初の災害とは別の何らかの要因が付与されている可能性があり、請求人には腰痛関連疾患の既往歴もあり、請求人の腰痛を本件災害に起因した残存障害と認めることは医学的見地から妥当でない。」と述べている。さらに、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「急性腰痛症は、下肢痛などの神経症状を伴わない腰痛で、特に原因となる器質的病変が認められないもので、安静や消炎鎮痛剤等による保存的な治療で軽快するものである。請求人の腰椎X-P画像からは、急性腰痛症では起こり得ない腰椎の変形等が認められ、受傷までに存在した加齢による退行変性など業務以外の要因が大きいと考えられる。本件災害から1年7か月に及ぶ治療期間からも急性症状は消退しており、既存の脊柱変性による慢性疼痛が残存しているため、本件災害によるものとは診断できない。」と述べている。

(2) 当審査会としても、医師の所見及び一件記録を精査したが、上記医師らの意

見は妥当であり、請求人に残存する腰痛は、決定書理由に説示のとおり、本件災害による受傷と相当因果関係のあるものとは認められないものと判断する。

(3) なお、請求人は本件公開審理において、「請求人の反復継続した被災に鑑みれば本件災害のみを捉えて判断することは妥当でない。あるいは、過去の災害の請求権は時効にかかっているとして排斥するのは誤りである。」旨主張する。しかし、業務上負傷したことが支給要件となっている労災保険給付についていえば、業務上の原因が別個であれば、請求及び処分も別個のものであることから、請求人の主張は採用することができない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。